

県北広域振興局長告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年2月14日

県北広域振興局長 高橋 信

短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313200156	さくら短期入所事業所	二戸郡一戸町中山字軽井沢139番地1	平成25年12月31日